

様式第2号（第5条関係）

2016年1月10日

出張報告書

栗山町議会議長 鵜川和彦様

栗山町議会議員

重山雅世 

このたび、下記のとおり出張いたしましたので報告します。

記

- 1 期 日 2015年11月12日 ~ 2015年11月17日まで
- 2 旅 行 先 東京
- 3 目 的 財政問題特別講座受講
- 4 関係書類 別紙のとおり



日 時	平成 27年 11月 12日 14:00 ~ 16:00
視 察 先	東京
調査事項	自治体財政とめぐり課題
対 応 者	立命館大学政策科学部 森 裕之 教授
1. 視察目的 2. 視察内容 ①背景 ②特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策提言、課題など)	別紙

自治体財政をめぐる課題

・生活保護の財政問題ー財政圧迫のウソホント

生活保護の状況

被保護人員は現在約217万人、国民の約58人に1人 受給（1.7%）
高齢者世帯の比重が高いのが日本の特徴（年金医療機能してない）
医療扶助が高い（給付予算額約2.6兆円のうち約半分）
貧困化による生活保護の増加ー労働市場の規制緩和により若者非正規4割超える

生活保護率

相対的貧困率16.1%に対し保護率は1.7%にとどまる。2割から3割の捕捉率で漏れ落ちてる現状。

- 日本の生活保護率、捕捉率は諸外国との比較においてもかなり低い
不正受給の割合は件数ベースで2.5%程度、金額ベースで0.5%程度とされる。

ケースワーカー

市町村: 80世帯に1人標準

生活保護率の高い自治体ほど、ケースワーカーの充足率が低い傾向
数だけでなく質も重要、心に寄り添い琴線をうつ一言で変わる

北海道充足率92.9%（山形県113.7%）保護率3.09%（山形0.61%

生活保護費の財政負担の仕組み

扶助費ー国庫負担3/4、地方負担1/4

人件費・事務費ー地方負担4/4

- 生活保護に関する基準財政需要額の算定が、各自治体の実態に合致していれば自治体の財政不足は発生しない仕組みだが、決算額は乖離している。

生活保護制度の改革

社会保障全般のあり方を含めた生活保護制度の抜本的改革

生活保護の適正化に向けて必要な生活保護法の改正と制度の再構築

生活保護は、ナショナルミニマムとして国の責任に置いて実施すべきでありその経費は全額国が負担すること

・公共事業改革

地方公共事業の基本的財政スキーム

建設ー国庫支出金・地方債・一般財源

維持管理、補修ー一般財源

今後の大規模改修や更新に自治体の財政負担が大きい事を示唆する

政府の公共施設などへの対応方針

インフラ長寿命化計画【国】

公共施設等総合管理計画【地方】

国土のグランドデザイン2050がベース

小さな拠点=高次地方都市連合

日常生活の施設・都市機能（商店、診療所、福祉施設等）を
徒歩圏内に集約し周辺集落と交通ネットワークで結ぶ

スーパーメガリージョン～東京を世界と戦う国際経済都市に

立地適正化計画一都市計画マスタープランに上乗せ

住宅・福祉・医療・商業などの都市機能の立地、公共交通充実

駅など都市機能誘導区域を設定（誘導施設への税財政・金融・規制
緩和措置）

まち・ひと・しごと創生基本方針（2015年6月）

- 東京圏は2015年から10年間で75歳以上の高齢者175万人増加、特養
入れず、高齢者移住支援。

骨太の方針2015（2015年6月）

人口減少等の社会構造の変化を踏まえ、選択と集中の下、ストック
効果が最大限発揮されるよう重点化した取り組みを進める。

公共施設管理運営について、コンパクト化を目指し生活密着型施設
の統廃合やネットワークを進める。

公共サービスの産業化を進める（PFI一安くなった実証ない）

地方公共団体向け老朽化対策支援

コンパクトシティーを推進するため、まちづくりの補助対象を都市

- 機能誘導区域内に限定する。

公共施設等（住民のもの）の再編の2つの視座を統合すること。

公共施設等のマネジメント

人口変化や財政状況の観点から、行政効率的な公共施設の再編運
営を進める。

地域住民の自治計画

公共施設等を使う主体である地域住民の暮らしや経済活動の観点
から持続可能な地域社会の再編運営を進める。

これからの公共再編と地方自治

殆どの自治体では人口減少避けられず、自治体の財源も減少。

人口減少高齢化の現実を美しい都市、美しい地域の実現の契機に。

将来ビジョンを住民との共有合意するための行動を起こす。

住民参加への責任、住民の納得、住民同士の融和がキーワード。

他の自治体とのネットワーク化も模索されるべき。

考察

憲法25条で保障されたセーフティーネットとしての生活保護制度が、政府の相次ぐ社会保障費の削減政策により、生存権が脅かされていること

生活保護の捕捉率の低さや、マスコミ等の不正受給の報道が、政府の庶民分断政策によるもの等、改めて再認識した。具体的な数字は今後の議会活動に生かせると感じた。

公共事業、公共施設改革の政府方針は、今後域内で住民サービスをフルセットで行わないようにすることを、具体的な政策を含めた資料や先行した自治体の取り組み等を下に説明された。上から目線ではなく住民や地元の企業など地域の社会経済力を引き出す政策を、議会議員の地方自治の専門家としての役割、責任が試されるとも思った。

提案



日 時	平成 27 年 11 月 14 日 10:00 ~ 16:00
視 察 先	東京
調査事項	・地方財政制度と基本的な仕組みの解説 ・財政指標と自治体財政の課題
対 応 者	立命館大学政策科学部 藤 裕之教授
1. 視察目的 2. 視察内容 ①背景 ②特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策提言、課題など)	別紙✓

地方財政制度と基本的な仕組み

予算の内容と、意義・役割

自治体は予算を重視—公共資源の最適配分を行うことが行動原理
民間企業は決算を重視—利潤の最大化を行動原理。

自治体の1年間の歳入歳出の見込み。

議会は、予算の審議・議決通じて行政を適切に統制する責務を負う
財政民主主義の根幹の制度

決算の意義・役割

議会は決算を審議・認定する

旧来の「結果」から「成果」を重視する傾向

住民税の問題

国の経済政策の一部に組み込まれている法人住民税は、普遍性、安定性 にかへ変動する。

固定資産税の問題点

免税店の低さ（土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円）

法人事業税

資本金1億円超の普通法人に導入されている外形標準課税を段階的に拡大し所得割を引き下げる。業績関係なく徴収される。

地方消費税の問題点

地方税でありながら自治体の課税自主権が及ばない。

各地域における受益と負担の関係が見えにくい。

地方自治体の97%以上が地方交付税に依存している

臨時財政対策債（赤字地方債）

元利償還分は全額後年度に基準財政需要額へ参入

2001年度以降発行—地方交付税は法定率分、地方財源を賄いきれていない。

国庫支出金

国庫負担金—個別法に基づき国がその経費の1部を負担する。

地方負担分については基準財政需要額に参入される

例 義務教育、生活保護、障害福祉、児童福祉、介護保険、国民健康保険等

国庫補助金—個別法に基づかない

例 公共事業補助金等

国庫委託金—法定受託事務の地方費用を全額国が負担する

例 国政選挙、国の統計、パスポート、外国人登録等

☆近年の国庫支出金の傾向

最大の分野は公共事業関係。

生活保護費負担金が最大項目（高齢化および不安定就労の増加）

児童保護費等負担金（主に保育所運営費）の急減

義務教育費国庫負担金の急減

☆国庫支出金の問題点

国の関与が自治体の独自性や自主性を抑制

自治体の超過負担。

煩雑な事務手続きや地方の負担に。

増大する特例債（実質的な赤字地方債）

財源対策債—適債事業の解釈拡大し、充当目的を建設事業に限定

減収補填債—景気悪化による地方税減収に対する措置で、建設公債

臨時財政対策債—地方交付税の代替え財源。

財政指標と自治体財政の課題

地方経費（地方財政支出）

歳出が地方自治体の特徴、性格を表す

特徴—国際的にも大きい地方政府

公共事業中心から社会保障中心の構造へ

目的別歳出の構成比の推移平成25年度（平成15年度対比）

民生費 15.7% → 24.1%

農林水産費5.1% → 3.6%

土木費 17.8% → 12.4% 劇的変化

都道府県と市町村の目的別歳出構成比 特徴

○ 都道府県 教育費 21.2%（市町村 10.2%）主に教職員給与であり、

義務教育の差をつけない為に都道府県が負担する

市町村 民生費 34.3%（都道府県 15.0%）中心は社会保障

市町村 衛生費 8.1%（都道府県 3.5%）ごみ処理費用

歳出とその実態

重要と財政支出のバランスが大切（金額だけで捉えず需要が満たされているか、その需要は適切なものか）

財政支出は生かされているか（結果でなく成果を重視）

住民や地元企業との協働は不可欠

個別のニーズに柔軟に対応できる自治会、NPO、社会的企業等と連携し、公共サービスを補いあう。

特定非営利法人（NPO）

活動分野— 子供の健全育成、文化スポーツの振興、環境保全等

又、貧困支える法人も増えている。

欠 点一 資金や場所がない

行政の役割一 資金を安易に出さず地域全体が元気になるか考慮
例 農地、空き家を貸す場合、自治体が仲介することで公的信頼得れる。

団体規模別経常収支比率（構成比）の特徴

公共事業などの基盤整備は1,990年代に終了し、現在は社会保障などの扶助費等の経常経費が必然的に膨らむ財政構造の変化により、町村では経常収支比率が、80%以上超える自治体が7割以上である。

財政健全化法の影響

早期是正・勧告等による中央統制の強化

外部監査機関は適切な監査を行えるか

- 企業の効率性視点で収支改善しか見ず、福祉の増進を図る住民要求との矛盾が起きる。

指標は妥当性

指標を上げることだけで、必要な政策を放置しては本末転倒。

自治体をめぐる社会経済構造の軽視（例、夕張市、赤平市）

実質公債費比率は財政再生基準になじむか

キャッシュ・フローは確保している団体もある（国保会計）

財政健全化法の政策意図

自治体間の財政状況の可視化により財政改革競争を促進。

公共サービスや社会資本整備を自治体会計の外部への方向促進。



考察

国の方向性は、まち・ひと・しごと創生基本方針に則って勧められる人口減少、高齢化の現実を踏まえ【縮小】の実態を冷静に見極めて、地域が元気になる【賢い縮小】を目指すために、自治体ビジョンを町民と共有、合意できる取り組みを展開する。地域住民が働くことを通じて社会につながり、一人ひとり（特に社会的弱者）が尊厳を持って生きていくことを目指すとの内容は、憲法13条を身近に感じた講演であった。